

外国化粧品~~の~~輸入支援

株式会社コスメキュア

海外の化粧品を輸入して販売するには・・・

化粧品製造販売業・・・組織に対する許可
化粧品製造業・・・工場に対する許可

化粧品を海外から輸入して販売する為には、薬事法による許可が必要になります。

しかし、許可を取得するためのハードルは高く、相応の費用や時間がかかります。

そこで、まずは、既に許可を取得している弊社が、貴方様に代わって輸入の業務を行うことで、いち早く、日本のマーケットに参入することが、可能となります。

マーケットに参入後、軌道に乗ってから、許可を取得するほうが、ローリスクです。

弊社では、海外化粧品の日本市場への導入から販売までを、トータルでサポートさせていただきます。

外国化粧品輸入支援業務手順 1

【1】外国化粧品の日本での製造販売元が弊社になる事を理解し、承認して頂きます。

【2】輸入しようとする化粧品の情報を、弊社に開示して頂きます。

1. メーカー情報(名称、所在地 等)
2. 製品情報(仕様、規格 等)
3. 成分情報(原料起源(由来)、配合割合、原産国 等)

※脂肪酸など高度処理したものの意外の反芻動物由来原料は不可です。

※豚由来及び鳥由来につきましては、再検討が必要となります。

【3】弊社にて当該化粧品が薬機法(旧薬事法)上、日本で販売が可能か否かの事前確認作業を行います。

外国化粧品輸入支援業務手順 2

【4】前記3がOKであれば、以下6項目の書類及びサンプルを頂きます。

- 1) 全成分表(いわゆるオリジナル処方)表記はINCI名で、
配合率も全て記載され、メーカーの責任者のサインがある書類。
- 2) 製品標準書(品質規格書)
製品の仕様及び規格(原料の由来等)を規定してある書類。
- 3) INVOICE & PACKING LIST
今回、輸入する、化粧品の名称、価格、重量、カートンサイズ、
取引条件等が記載された書類。

外国化粧品輸入支援業務手順 3

4) 製品サンプル(同一ロットの製品)

今回、輸入する製品と同一ロットの製品サンプルを、
弊社の確認試験及び保管用として初回3個、以降2個

5) 法定表示用ラベル見本(ボトル印刷の場合はボトル印刷見本)

(※薬機法(旧薬事法)に違反していないかをチェックするために必要)

6) 商品のパンフレット等、宣伝広告に使われる紙媒体等の資料

(※薬機法(旧薬事法)に違反していないかをチェックするために必要)

確認後、御見積書を作成いたします。

外国化粧品輸入支援業務手順 4

【5】御見積がOKであれば、ご入金をお願い致します。
入金確認後、薬機法(旧薬事法)上の手続きを開始致します。

※薬機法(旧薬事法)上の手続き

- 1)化粧品外国製造販売業者届・・・厚生労働大臣(9日)
 - 2)化粧品製造販売届・・・大阪府知事(1日、但し上記1と同時)
- 所要日数=9日+予備1日=10日

【6】上記5完了後、輸入通関可能となります。

輸入通関は、弊社と契約のある通関業者が行います。(弊社手配)

外国化粧品輸入支援業務手順 5

【7】弊社指定化粧品工場にて、検査及び製品化作業。

※検査及び作業内容

- 1) 製品受入検査(内容物の品質確認、容器、包装材等の確認)
- 2) 法定表示ラベルの作成及び貼り付け作業
(ボトル・化粧箱等に日本語での法定表示が既に印刷されてある場合は不要)
- 3) 最終製品検査及び出荷判定業務

【8】御社物流倉庫へ納入。

費用

1) 薬事支援手数料(成分チェック、書類作成・行政への届出)

1品目に付き3万円(税別)。

但し、複数品目を同時に輸入する場合は、2品目目以降半額とさせていただきます。
この費用は、当該品目につき初回の1回のみとなります。

同じ品目を輸入する場合、2回目以降は費用発生いたしません。

2) 輸入支援手数料

輸入額(関税込みCIF大阪条件)の5%~10%。但し、1回の輸入額が30万円に満たない場合の弊社報酬は、3万円(税別)とさせていただきます。

受入検査及び出荷判定業務費用・・・1品目に付き4千~8千円(税別)

法定表示ラベルの作成及び貼り付け作業が必要な場合は、ラベル代金及び貼り加工代金が別途発生いたします。

他の試験検査機関に成分分析を依頼する必要がある場合は、別途費用が発生いたします。

3) 輸入通関、港湾諸費用及び国内配達料

別途実費請求となります。